

最高裁裁判官にも国民の審判を!!

国民審査とは…

私たちの憲法は、立法・行政・司法の三権分立を原則としています。裁判所は、違憲立法審査権を持ち、「憲法の番人」「人権の砦」の役割が課されています。

とりわけ裁判所の頂点に立つ最高裁判所は、重要な憲法解釈・法律解釈を担うほか、全国の下級裁判所裁判官の任命権を持っており、その権限と役割は重大です。

憲法上、最高裁判所の裁判官(定員15名・定年70歳)の任命権は内閣にあります(但し長官は内閣が指名し天皇が任命します)。このように、最高裁裁判官の人事は時の政府によって独占されている上、密室で行われるため、時として、政府に迎合したり、国民の常識からかけ離れた判決を下すような裁判官が生まれる危険性があります。

国民審査は、このような危険性をふまえ、内閣が任命した最高裁裁判官が適任であるかどうかを、主権者である私たち国民が審査し、不適格な裁判官を罷免することができる制度です(憲法79条)。

最高裁判所の裁判官は、その任命後最初に行われる衆議院議員総選挙の際に国民審査に付され、その後10年を経過した後の最初の総選挙の際さらに審査に付されます。そして、この審査において、投票者の過半数が罷免すべきだとした裁判官は辞めさせられるのです。

いま憲法は危機の時代にあります。国民審査の重要性は高まっています。

最高裁裁判官任命・国民審査制度に対する私たちの主張

- 最高裁裁判官の任命手続を透明化・民主化するため、国会で選ばれた各界有識者で構成された任命諮問委員会の設置と、任命の際の国会公聴会を実現すること。
- 最高裁裁判官の出身枠を固定せず、民間からの選任者の割合を増やすこと。
- 罷免する裁判官には「×」、信任したい裁判官には「○」、棄権したい場合は「無記載」とすること
- 期日前投票の期間・在外投票を、衆議院議員総選挙と同様に認めること
- 最高裁長官は、すでに国民審査を受けた裁判官の中から任命された場合も、改めて国民審査に付する法制度を設けること

投票上の注意点

1 信任できない裁判官には一人ひとりに×印をつけましょう。

×	×	×	×	×
鬼丸かおる	木内道祥	山本庸幸	山崎敏充	池上正幸

2 何もかかかないと、なんと信任票になってしまいます。

鬼丸かおる	木内道祥	山本庸幸	山崎敏充	池上正幸

3 ○や△など、×以外を書くとか全体が無効になってしまいます。要注意!

○	×		△	×
鬼丸かおる	木内道祥	山本庸幸	山崎敏充	池上正幸

4 信任か不信任か、判断ができないときには、投票用紙を受け取らないようにしましょう。

■裏面に、今回審査される5人の裁判官の経歴・関与判決等の紹介が掲載されています。

国民審査の問題点・注意点

◆投票方法

現行の国民審査は、1枚の投票用紙に対象裁判官全員の氏名が印刷され、罷免したい個々の裁判官ごとに「×」をつける仕組みですが、分からないから棄権するつもりで何も書かなかった投票は、全て「信任」とみなされるという重大な問題があります。棄権したい場合、投票用紙を受け取らないことはできますが、投票用紙は1枚なので、裁判官ごとに信任・罷免・棄権を分けて投票することは不可能です。また、「×」以外の記載は認められず、「○」などをつけるとその投票用紙は丸ごと無効票にされるという問題もあります。

◆期日前投票・在外投票

衆議院議員総選挙の期日前投票は公示日の翌日から可能ですが、国民審査は投票日の7日前からしかできません(今回は12月7日(日)から)。また、衆議院議員総選挙では可能な海外からの投票(在外投票)もできず、有権者の権利が侵害されています。

**憲法の危機に
最高裁はどう立ち向かうのか!**



司法の民主化を求める実行委員会

連絡先 ◆東京都新宿区新宿 1-14-4 AMビル2階
日本民主法律家協会 気付
TEL 03-5367-5430 FAX 03-5367-5431

◆インフォメーション

日本民主法律家協会のホームページ <http://www.jdla.jp>
からダウンロードできます。ご活用下さい。

●取り扱い団体

最高裁判所は憲法の番人・人権の砦に!

憲法の危機に、最高裁はどう向かい合ってきたのか! 最高裁の姿勢を裁く機会である「最高裁裁判官国民審査」を忘れないで! 今回は5人の判事が審査対象となっています。各裁判官の経歴、関与判決をお知らせします。

今回、国民審査に付される5人の最高裁判官

鬼丸かおる

(おにまる かおる)
65歳 第二小法廷

2013年2月6日就任 2019年2月7日定年
弁護士出身 東京大学卒 1975年弁護士登録(山梨県弁護士会をへて東京弁護士会)
司法研修所民事弁護教官、東京弁護士会高齢者・障害者の権利に関する特別委員会委員長などを務める。

- 婚外子の相続分を嫡出子の半分とする民法の規定は法の下での平等を定めた憲法14条に違反するとの大法廷判決(全員一致)。【注①】
- 2012年12月の衆議院総選挙の選挙区割りには「違憲状態」だが選挙は違憲無効としないとの大法廷判決で多数意見。但し、憲法は、衆議院議員選挙での投票価値をできる限り1対1に近い平等なものとするを基本的に保障しており、較差の最小化を図ることが憲法上国会に要請されているとの補足意見。【注②】
- 長時間労働で鬱病になった女性が会社に損害賠償を請求した事件で、病名の積極的な申告がなくても会社には安全配慮義務があるとして、病名を申告しなかったことで賠償額を二割減額した二審判決を破棄した第二小法廷判決(全員一致・裁判長)。
- 沖縄密約文書等の情報公開請求において文書が存在することの立証責任は請求者側にあるとして原告を敗訴させた第二小法廷判決(全員一致)。【注④】
- 永住外国人は生活保護法の対象ではなく、現在は行政庁の通知により事実上実施されているに過ぎないとした第二小法廷判決(全員一致)。
- 2013年7月の参議院選挙の違憲性が問われた裁判の大法廷判決で、多数意見が、定数配分規定は「違憲状態」だが違憲ではないとしたのに対し、憲法は参議院議員の選挙での投票価値をできる限り1対1に近い平等なものとするを基本的に保障しており、09年大法廷判決から選挙までの3年9か月間に投票価値の平等を基本とする法改正は可能だったとして定数配分規定は「違憲」、但し選挙は無効でないとの反対意見。【注⑤】

木内道祥

(きうち みちよし)
66歳 第三小法廷

2013年4月25日就任 2018年1月2日定年
弁護士出身 東京大学卒 1975年弁護士登録(大阪弁護士会)
大阪弁護士会倒産法改正問題検討特別委員会委員などを務める。

- 婚外子の相続分を結婚した男女の子の半分とする民法の規定は法の下での平等を定めた憲法14条に違反するとの大法廷判決(全員一致)。【注①】
- 2012年12月の衆議院総選挙の選挙区割りには「違憲状態」だが選挙は違憲無効としないとの大法廷判決において、区割り規定は合理的期間内に是正させたとはいえず違憲であるが、選挙は違法と宣言するにどめ無効とすべきでないとの反対意見。【注②】
- 性同一性障害で性別を女性から変更した男性について、第三者から提供された精子で妻との間にもうけた子を嫡出子と認める第三小法廷判決において多数意見。【注③】
- 死刑囚と弁護人が再審請求に向けた打ち合わせをするために拘留所職員の立会のない面会の申出をした場合、これを許さないことを違法とした第三小法廷判決(全員一致)。
- 中国で旧日本軍が遺棄した毒ガス兵器で死傷した中国人らが日本政府に損害賠償を請求した事件(チチハル事件・敦化事件)で、日本政府の責任を否定した一、二審判決判決を維持した第三小法廷判決(全員一致)。
- 2013年7月の参議院選挙の違憲性が問われた裁判の大法廷判決で、多数意見が、定数配分規定は「違憲状態」だが違憲ではないとしたのに対し、較差是正がされなかったのは「違憲」、但し選挙は無効とする選挙区を選ぶ基準がまだ熟していないから、全選挙区について違憲を宣言するにどめるとの反対意見【注⑤】

山本庸幸

(やまもと つねゆき)
65歳 第二小法廷

2013年8月20日就任 2019年9月26日定年
行政官出身 京都大学卒業 1973年通商産業省入省 2011年内閣法制局長官

- 約20年間にわたり内閣法制局に在籍。2011年11年内閣法制局長官に就任したが、2013年8月安倍晋三首相により退任させられ、集団的自衛権行使容認派の小松一郎氏が後任となった。山本氏は、最高裁判事就任会見で、憲法解釈の変更による集団的自衛権行使容認は「非常に難しいと思っている」と発言した。
- 沖縄密約文書等の情報公開請求において文書が存在することの立証責任は請求者側にあるとして原告を敗訴させた第二小法廷判決(全員一致)。【注④】
- 永住外国人は生活保護法の対象ではなく、現在は行政庁の通知により事実上実施されているに過ぎないとした第二小法廷判決(全員一致)。
- 2013年7月の参議院選挙の違憲性が問われた裁判の大法廷判決で、多数意見が、定数配分規定は「違憲状態」だが違憲ではないとしたのに対し、投票価値の平等は唯一絶対の基準であり、1票の格差が2割程度を超える選挙制度と選挙は「違憲無効」であるとし、選挙区は都道府県を基本単位とすべきでなく、投票所等に細分化するか、全国を単一または大まかなブロックに分けて選挙区・定数を設定すべきとする反対意見。【注⑤】



山崎敏充

(やまざき としみつ)
65歳 第三小法廷

2014年4月1日就任 2019年8月31日定年
裁判官出身 東京大学出身 1975年判事補任官
2009年最高裁事務総長

- 若い時から最高裁事務総局に頻繁に席を置き、2009年最高裁事務総長、2012年名古屋高裁長官、2013年東京高裁長官をへて2014年4月現職。
- 中国で旧日本軍が遺棄した毒ガス兵器で死傷した中国人らが日本政府に損害賠償を請求した事件

(チチハル事件・敦化事件)で、日本政府の責任を否定した一、二審判決判決を維持した第三小法廷判決(全員一致)。

- 2013年7月の参議院選挙の違憲性が問われた裁判の大法廷判決で、多数意見が、定数配分規定は「違憲状態」だが違憲ではないとした多数意見。但し、選挙制度の仕組み自体の見直しを内容とする立法的措置ができるだけ速やかに実現されることが強く望まれるとの5名連名の補足意見。【注⑥】

池上正幸

(いけがみ まさゆき)
63歳 第一小法廷

2014年10月2日就任 2021年8月29日定年
検察官出身 東北大学卒業 1977年検察官任官

- 法務省刑事局、法務省大臣官房など、検察官の実務よりも行政職が長い。2011年次長検事、2012年名古屋高検検事長、2013年大阪高検検事長。
- 2013年7月の参議院選挙の違憲性が問われた裁判の大法廷判決で、定数配分規定は「違憲状態」だが違憲ではないとした多数意見。【注⑤】

【注】

- ①2013年9月4日 大法廷判決 婚外子差別違憲訴訟
婚外子の相続分を嫡出子の半分とする民法の規定は法の下での平等を定めた憲法14条に違反するとした(全員一致)。
- ②2013年11月20日 大法廷判決 衆議院選挙1票の格差選挙無効訴訟
1票の格差が最大2.34倍だった2012年12月の衆議院総選挙の選挙区割りにつき、投票価値の平等の要求に反する「違憲状態」ではあるが、1人別枠方式の条文を削除し定数を「5増5減」する法改正は是正に向けた一定の前進と評価できるとして、選挙は違憲無効としないとした(14名中3名の反対意見あり)。
- ③2013年12月10日 第三小法廷判決 性別変更親子関係確認訴訟
性同一性障害で性別を女性から変更した男性が第三者から提供された精子で妻との間にもうけた子は、嫡出子と認められるとした(5名中2名の反対意見あり)。
- ④2014年7月15日 第二小法廷判決 沖縄密約開示訴訟
元毎日新聞記者西山太吉氏らが原告。1972年の沖縄密約文書の情報公開請求に対する不開示決定の取消を求めた行政訴訟において、文書廃棄などの立証責任を行政側に負わせた一、二審の判断を変更し、文書が存在することの立証責任は請求者側にあるとして原告を敗訴させた(全員一致)。
- ⑤2014年11月26日 大法廷判決 参議院選挙1票の格差選挙無効訴訟
1票の格差が最大4.77倍だった2013年7月の参議院選挙における投票価値の不均衡は、「憲法違反の問題が生ずる程度の著しい不平等状態」ではあるが、2012年の大法廷判決から選挙まで9か月しかなく、「4増4減」に加え2016年の選挙に向けて抜本的見直しをすると法改正がなされたことから、法改正がなかったことは違憲とはいえないとした(15名中3名の反対意見あり)。